

会期：2020年4月15日（水）～17日（金） 会場：東京ビックサイト【西3ホール】
 当社・当法人は、本申込書裏面に記載の出展規定、並びに主催者が定めるその他の追加規定を遵守することに同意し、下記の通り出展を申し込みます。

①出展申込法人／担当者【記入必須】

申込年月日

年

月

日

出展申込法人	法人名	(フリガナ)		
	本 社 所在地	〒	—	都 道 府 県
出展申込責任者	所 属・役 職			氏 名 (フリガナ)
	所在地・連絡先	〒	—	都 道 府 県
	TEL: FAX: Email:			
出展事務窓口 (・請求書・事務手続案内等送付先)	☐ 出展申込責任者と同じ ☐ 出展申込責任者と異なる(下記にご記入ください)			
	所 属・役 職			氏 名 (フリガナ)
	所在地・連絡先	〒	—	都 道 府 県
TEL: FAX: Email:				

②出展展示会と小間数【記入必須】

	出展申込小間数	出展料金 (税別)	該当するものに☑をお付けください
出展小間料金 (3×2=6㎡サイズ)	☐ 通常小間	1小間 335,000円 (税別)	(小間 円)
ミニ小間料金 (2×2=4㎡サイズ)	☐ ミニ小間	1小間 270,000円 (税別)	(小間 円)
2面開放ブース (角小間)指定枠	☐ 希望する／50,000円 (税別)	※1小間ブースでの出展者のみ対象とさせていただきます。ミニ小間出展でも選択可能です。 ※数量限定につきご希望に添えない場合もございます。	

※電気、給排水、ガス等の工事費及びレンタル備品等の使用料は含まれておりません。
 ※出展申込法人以外に請求先を変更・請求分割することは原則としてできません。(詳しくは裏面の出展規定をご覧ください。)
 ※事務局より請求書を発行・送付いたしますので、請求書に記載の期日までにお振込みください。

③出展情報【記入必須】

出展情報はFABEX公式Webサイト、来場ガイドマップ、来場ガイドブック、オーガニックフォーラムジャパン公式Webサイトへの情報掲載に使用いたします。

出展社名	(フリガナ)		※左欄に出展社名の記載がない場合、事務局にて出展申込法人名を出展社名として左欄に代理記載いたします。 ※共同出展社については、出展社名に付属する情報として扱うため、掲載する媒体によっては記載されない場合がございます。
共同出展社名	(フリガナ)		
出展区分 該当するものに☑をお付けください	出展区分(1)	出展区分(2)	
	☐ 生鮮関連	☐ 青果物（野菜、果物、花き、青果加工品）有機JAS認証またはそれに準ずる有機農産物、自然栽培農産物 ☐ 畜産物（精肉、加工肉）アニマルウェルフェアなど飼料や飼育方法に配慮した畜産物 ☐ 水産物（生食、冷凍、水産加工品）MSC認証など環境に配慮した持続可能な漁法や養殖法による水産物	
	☐ 加工食品	☐ 日配 ☐ 惣菜 ☐ 冷凍食品 ☐ 調味料・スパイス・だし・香辛料 ☐ 粉類 ☐ 食用油 ☐ 缶詰・瓶詰 ☐ 米類・雑穀類 ☐ レトルト・ドライフルール ☐ パン類 ☐ 麺・パスタ類 ☐ 嗜好品（茶・コーヒー・紅茶・ハーブティー） ☐ 自然食品・健康食品 ☐ その他（ ）	
	☐ オーガニックヴィーガンスイーツ	☐ 菓子 ☐ 洋生菓子 ☐ 和菓子 ☐ 製菓材料 ☐ その他（ ）	
	☐ 飲料・酒類	☐ 清涼飲料水 ☐ ビール ☐ ワイン ☐ 日本酒 ☐ 焼酎 ☐ その他（ ）	
	☐ 日用品・雑貨	☐ 環境配慮型日用品 ☐ 雑貨・非食品商材 ☐ その他（ ）	
	☐ その他	☐ スーパーフード ☐ ナチュラルフード ☐ その他（ ）	
主な出展予定品			
問い合わせ先* (公式ガイドブック・webサイト掲載用)	所在地	☐ 出展申込責任者の所在地と同じ ☐ 出展事務窓口の所在地と同じ	
		☐ それ以外の場合 (右記にご記入下さい)	〒 — 都 道 府 県
	Webサイト	http://	

※小間数や各種設備、装飾等の都合により、上記出展区分どおりにならない場合もございます。出展区分の記載がない場合は、主催者の判断により該当する出展分野を割り当てさせていただきます。

④必要とする設備

必要とする設備	試飲・試食： ☐ 有 ☐ 無	共同シンク： ☐ 使用 ☐ 不使用	給排水： ☐ 要 ☐ 不要	電気： ☐ 要 ☐ 不要	ガス： ☐ 要 ☐ 不要
---------	--	---	---	--	--

⑤その他連絡事項

※裏面の出展規則を必ずご一読ください。 ※上記の情報は、本展示会の運営に関する連絡及び（一社）オーガニックフォーラムジャパンからの今後のご案内のみに使用させていただきます。

出展規定

(1) 出展申し込み及び本規約の効力の発生
主催者は当展示会の開催に向け最大限の努力をします。出展の申し込みは、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で出展申込法人（以下「出展社」という）は本出展規定に同意したものとみなされ、本規定の効力が発生し、出展社は本規定を遵守する義務が発生します。なお、主催者は本展への出展が適当でないと判断した場合、出展申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

(2) 出展料金支払方法

本出展申込書を主催者にご提出いただいた後、折返し発行する請求書のとおり記載された期限までに消費税込合計金額を請求書に記載された口座までお振込みください。出展料金を最終支払期限内にお支払いいただけない場合は、出展申込みを取消させていただくことがあります。

最終支払期限：2020年2月28日（金）

※振込手数料は申込者にてご負担願います。
支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払はお受けできません。

(3) 出展小間料金に含まれるもの

▼以下のものが出展小間料金に含まれます。

- *社名板・カーペット・壁面システム/パネル
- *出展小間スペース費
- *基準時間内の会場使用料金及び照明・空調費
- *共用施設の施工・工事費及び維持費
- *広告知費
(招待券、ポスター、会場案内図、日本食糧新聞を含む関連媒体での告知宣伝等)
- *公式ホームページへの出展社基本情報掲載費
- *来場動員プロモーション費
(併催イベントの企画制作やDM発送等)
- *主催事務局による企画運営・安全管理・施設警備費用

▼以下のものは出展料金に含まれません。

- *各社展示ブースの搬入出及び装飾費、運営費
- *臨時電話・ISDN・ADSL等の通信回線の仮設費と通信料金
- *基準時間外の会場使用料
- *電気・給排水・ガス等の工事費と使用料
- *自社展示物及び対人障害などの保険料
- *会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- *各社展示ブース内のゴミ処分に係る費用
- *その他、通常出展小間料金に含まれない費用とみなされるもの

(4) 出展申込後の解約（一部解約も含む）
出展社が、出展申し込みの解約（一部解約も含む）をする場合、書面にて主催者に通知の上、下記の通り出展社は解約料を支払うものとします。

書面による解約通知を受理した日	解約料
出展申込受理日から2019年12月20日迄	出展料の30%
2019年12月21日から2020年1月31日迄	出展料の50%
2020年2月1日以降	出展料の100%

出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。
出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、主催者より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

(5) 小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、申込み順などを考慮して主催者が決定します。また、主催者は、展示会規模の変動や入場整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展社は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

(6) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止
出展社は、自社分の小間を主催者の承諾なしに、転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできません。

(7) 共同出展の取り扱い

2社以上の申込社が共同で出展する場合、1社が出展申込法人として代表して申込を行い、共同出展する社名・出展製品等を申込時に主催者へ通知するものとします。なお、展示会に関わる全ての費用は出展申込法人宛に請求いたします。共同出展の法人宛に請求金額を分割したり、請求先を共同出展の法人先宛に変更することは原則としてできません。

(8) 展示会の運営

主催者は展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。出展社が「出展規定」その他、出展の手引き上での規定に違反した場合、主催者はその出展社の出展中止の措置をとることができます。その場合、その展示ブースは主催者が処分することができ、出展小間料金の扱いについては、出展規定 (4)「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(9) 諸経費の負担

- ①試飲・試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の設置費用は出展社の負担となります。
- ②電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込み用紙で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。
- ③出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(10) 消防法規等

出展社は会場施設に適用されるすべて消防及び安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

(11) 騒音及び迷惑行為の防止と出展中止の措置

他の出展社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または出展内容が本展に適切でないと主催者が判断した場合、主催者はその出展社に対し、出展の中止の措置をとることができます。この場合、出展小間料金の扱いについては、出展規定 (4)「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(12) 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わないものとします。

(13) 事故防止及び保険

出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。

主催者はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合に事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。
また会場への展示物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展社で加入してください。会期中、展示ブース内の警備・保険に関しても各出展社で行ってください。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(14) 補償

出展社が、他社展示ブース、主催者の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(15) 展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、出展要項にてご案内いたします。会期中は主催者の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や展示ブース内の保守及び清掃は、各出展社の責任において行ってください。主催者の定めた日時までに撤去されない展示物等は、出展社の費用で主催者が撤去いたします。

(16) 展示会の中止

- ①主催者は当展示会の開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由に限り当展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、出展社の帰すべき理由、または、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候・疾病の流行等の自然災害、政治もしくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、主催者は出展社に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。
- ②その他の理由により中止された場合には、既に払い込まれた出展料金については、必要経費を差し引いた上でなお余剰金があった場合、出展社に返還いたします。なお、本契約の解除によって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

(17) 会期・会場、開場時間の変更

主催者は、やむを得ない事情により当展示会の会期・会場及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込みの取り消し、本契約の解除はできません。また、これによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

(18) 出展規定の遵守

- ①出展社は、主催者が定める一連の規定（出展申込書、出展要項等）を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規定に違反した場合は、主催者は理由の如何にかかわらず出展の拒否または本契約を解除することができるものとします。この場合、主催者は出展社の自己負担により小間を撤去することができます。既に払い込まれた出展料金等は返還いたしません。また、これによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。
- ②また、主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。